白河市複合施設整備基本計画検討懇談会設置要綱

(設置)

第1条 白河市民会館跡地の利活用にかかる具体的な整備方針となる白河市複合施設整備基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するに当たり、専門的な見地から広く意見を聴取するため、白河市複合施設整備基本計画検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。
  - (1) 複合施設に必要な機能に関すること
  - (2) 基本計画素案に関すること
  - (3) その他複合施設のあり方に関すること

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市内各種団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
  - (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が終了するときまでとする。ただし、当該終了日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。